

令和2年度 第 2 号

日本遺産忍びの里パンフレット改訂・増刷業務委託

契約候補者選定のための競争入札実施要領

忍びの里伊賀甲賀忍者協議会

【担 当】

滋賀県甲賀市水口町水口 6053
甲賀市役所 観光企画推進課
電話 0748-69-2191
FAX 0748-63-4087

「日本遺産忍びの里パンフレット改訂・増刷業務委託」契約候補者選定のための競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）

1. 業務の背景

本要領は、忍びの里伊賀甲賀忍者協議会（以下「協議会」という。）が日本遺産の認定を受けた「忍びの里 伊賀・甲賀 リアル忍者を求めて」のストーリーに基づき、構成文化財の歴史や忍者を生み出した伊賀・甲賀地域の風土、習慣、催事等を見つめなおし、調査したリアルな忍者の本質をそれぞれの市民や事業者、関係団体等へ周知し市民参画の機運を高め、その高まりから市民を中心とした観光まちづくりを誘導し、交流人口の拡大や地域内消費額の向上を促進することを目的とした事業を展開する。

今回改訂・増刷を行うパンフレット「真・忍者浪漫譚」は平成29年度に作成したものであり、令和元年度・令和2年度に追加認定を受けた構成文化財を掲載できていない。このため、追加認定を受けた構成文化財を掲載するとともに構成文化財を巡るモデルコースを掲載した改訂版を作成し、増刷を行う。

2. 業務委託の概要

- (1) 業務番号 令和2年度 第 2 号
- (2) 名称 日本遺産忍びの里パンフレット改訂・増刷業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和3年2月19日（金）

3. 入札の方式及び参加資格要件等

(1) 入札の方式

一般競争

(2) 参加資格要件

入札に参加するためには、この入札の公告した日を基準日として次に掲げる伊賀市又は甲賀市で記載する要件をすべて満たしている者であること。

① 伊賀市

ア 令和2年度の入札参加に有効となる伊賀市入札参加資格審査申請書（物品等）（以下「伊賀市指名願」という。）を提出し受理された者であること。

イ 前項アで記載する入札参加者については、委任先を置かない場合の本社もしくは本店又は委任先を置く場合の支店、支社もしくは営業所の所在地は三重県内にあること。

ウ 前項アで希望している業種は次のいずれかであること。

- ・大分類 印刷 中分類 印刷
- ・大分類 広告 中分類 広告代理・企画

② 甲賀市

ア 令和2年度の入札参加に有効となる甲賀市入札参加資格審査申請書（物品役務等）（以下「甲賀市指名願」という。）を提出し受理された者であること。

イ 前項アで記載する入札参加者については、委任先を置かない場合の本社もしくは本店又は委任先を置く場合の支店、支社もしくは営業所の所在地は滋賀県内にあること。

ウ 前項アで希望している業種は次のいずれかであること。

- ・分類 印刷 業種区分 印刷
- ・分類 広告・企画 業種区分 広告・企画

(3) 入札に参加するための伊賀市・甲賀市の共通の要件

入札の参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないもののほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがな

- されている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- ② 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、入札参加者から協議会との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ③ 入札の公告日から契約を締結するまでの期間に、次のいずれかの要件に該当しないこと。
- ア 伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けている者
- ④ 共同企業体による参加でないこと。
- ⑤ 次のア～エにかかる資本関係又は人事面で関係のある事業者が参加していないこと。
- ア 会社法第2条第4号の規程による親会社
 - イ 会社法第2条第3号の規程による子会社
 - ウ 会社法第2条第4号の規程による親会社の他の子会社
 - エ 役員等（代表取締役、取締役（社外含む。）、執行役員（代表執行役員含む。）が兼任している会社

(4) 最低制限価格
制限を設けない

(5) その他
その他、甲賀市「入札遵守事項」の内容を準用する。

4. 入札にかかるスケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 入札を公告した日（基準日） | 令和2年11月 5日（木） |
| (2) 質疑書の受付期間 | 令和2年11月 6日（金） |
| | ～ 令和2年11月12日（木） 正午 |
| (3) 質疑回答日（最終） | 令和2年11月13日（金） |
| (4) 入札受付日 | 令和2年11月11日（水） |
| | ～ 令和2年11月16日（月） 17時15分 |
| (5) 契約予定日 | 令和2年11月18日（水） |

5. 入札にかかる質疑受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は質疑書（様式1）を次のとおり提

出すること。

- (1) 質疑書の受付期間 令和2年11月6日(金)
～ 令和2年11月12日(木) 正午
- (2) 提出方法 質疑書を甲賀市観光企画推進課までメールまたはFAXにて送信すること。
- (3) 回答方法 提出された質疑の回答は、協議会ホームページ上で随時回答する。なお、質疑の最終の回答期日は以下のとおりとする。
質疑回答日(最終) 令和2年11月13日(金)
- (4) 提出先 甲賀市産業経済部観光企画推進課
メールアドレス: koka10352000@city.koka.lg.jp
Fax: 0748-63-4087

6. 入札書の提出

入札書の提出については以下のとおりとする。

- (1) 入札受付期間 令和2年11月11日(水)
～令和2年11月16日(月) 17時15分まで
- (2) 提出書類 入札書(別紙1)による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)による。
- (5) 提出先 甲賀市産業経済部観光企画推進課
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053

7. 審査結果

- ① 入札の結果、最低の価格で入札を行った者を落札者、その次に低い価格の者を次点者とする。ただし、最低の価格で入札を行った者が複数ある場合は、協議会の議決により選定する。
- ② 入札参加者すべてに、文書で結果を通知する。ただし、審査結果の異議の申し立ては受け付けない。
- ③ 前項の結果通知には、最低入札価格を記載する。

8. 留意事項

- ① 入札に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出書類で用いる言語は、日本語、通貨は日本円とする。
- ③ 提出後の入札書の修正等は、一切認めないものとする。
- ④ 本案件に係る情報公開の請求は「9. 本件担当者」を窓口とし、甲賀市情報公開条例を準用し、提出書類を公開する場合がある。
- ⑤ 提出書類は一切返却しない。

9. 本件担当

本業務に関する問い合わせ先及び担当は、次のとおりとする。

甲賀市産業経済部観光企画推進課 日本遺産担当
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053
電話: 0748-69-2191
FAX: 0748-63-4087
e-mail: koka10352000@city.koka.lg.jp